

第 84 号議案

公立大学法人神戸市看護大学第 2 期中期目標の策定の件
公立大学法人神戸市看護大学第 2 期中期目標を次のように定める。

令和 6 年 11 月 27 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市看護大学第2期中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 豊かな教養と専門性を備えた実践力のある看護人材の育成と地域への着実な供給

1 入学者選抜及び学部教育

2 大学院教育の充実

3 学生への支援

4 優秀な学生の確保と市内への看護人材の供給

第3 大学ブランドの強化・向上

1 地域課題の解決や市の政策課題への貢献を担う、学術研究の推進

2 市民との連携・交流による、地域の保健医療への貢献の推進

3 グローバルな視点を培う、国際交流の推進

第4 業務運営及び財務内容の改善

1 効率的で機動的な組織運営体制の構築による地域の発展への貢献

2 自立した看護職者の育成に必要な基礎教育の教育環境の整備・充実

3 自己点検・評価による質の改善、情報公開による透明性の確保

4 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止

5 多様な自己収入の確保・充実と経費の適正化

附則

神戸市看護大学は、阪神・淡路大震災の翌年の平成8年4月に神戸市の保健・医療に貢献できる看護専門職者の育成を使命として開学し、平成31年4月の公立大学法人への移行を経て、看護人材育成のための取り組みや地域貢献活動を着実に実施してきた。

現在、少子高齢社会の急速な進展、医療の高度・専門化や医療機関における働き方改革への対応、地域包括ケアの推進、在宅医療需要の増加、さらに18歳人口の減少による大学間競争の激化など、各分野におけるニーズや大学を取り

巻く環境はますます複雑・多様化している。

このような環境変化の中、神戸市看護大学には、大学院教育の充実など、豊かな教養と専門性を備えた実践力のある看護人材の育成とともに、神戸市や市内医療機関等との連携などにより、現場のニーズに対応した看護人材を着実に供給することがますます求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の経験も踏まえた災害や感染症にも対応できる人材の育成と、人的資源や教育研究成果の絶えまない市民への還元、及び地域貢献活動の精力的な展開も期待される。

加えて、教職員が働きやすい環境を整備するため、引き続き、業務改革等を推進する必要がある。

こうした取り組みを進めることで、保健・医療の教育研究拠点として、学術の発展と市民の健康・生活の質の向上に寄与する。

以上を神戸市看護大学の使命として実践し、果たしていくため、公立大学法人神戸市看護大学の第2期中期目標を策定する。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日

中期目標の期間内であっても、社会状況、時代の要請を踏まえた中期目標の検証を行う。

第2 豊かな教養と専門性を備えた実践力のある看護人材の育成と地域への着実な供給

1 入学者選抜及び学部教育

多様化・複雑化する社会の要請に対応しうる学生を確保するため、看護分野を目指す志願者の状況や学生のニーズを把握し、多様な学生確保の在り方について絶え間ない検証と改善を実施するとともに、人間の存在や経験の意味を洞察する能力、生命の尊厳と人権を尊重する倫理的態度、異文化や様々な価値観を理解・尊重し、学生が能動的に他者との関係を築くことができる能力及び主体的に学ぶ力を育成する。

さらに、地域に根差した大学として、学生に対する地域での教育や研究を推進するため、地域との協働による教育をより一層推進する。

また、市内病院等との連携により、地域包括ケアシステム及び急性期医療から在宅医療、高度・専門医療等に対応した幅広い教育を行うとともに、多職種連携に対する理解とその実践能力を育成する。また、新型コロナウイルス感染症の経験も踏まえ、災害や感染症にも対応できる人材を育成する。

あわせて、他大学との教育連携を推進し、学生の幅広い学びの機会を提供する。

【数値目標】 国家試験合格率 100%

2 大学院教育の充実

大学院の魅力向上に向け、教育内容の充実を図り、高度な専門知識や技術、倫理観等の修得を可能とするカリキュラムを編成することで、医療現場や地域社会における諸課題に対して実践的に解決する能力を養い、地域医療のリーダーとなる看護人材を育成する。

3 学生への支援

学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、学修面、生活面、健康面、経済面等の支援を行う。

とりわけ学修面については、ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）など学内の基準を達成するために、学生に応じた学修支援を実施する。

卒業後学生に対しても、卒業後の不安解消のための支援及びキャリア支援の充実を図る。

【数値目標】

学生アンケートによる大学生生活全般についての満足度

学部生 90%以上（かなり満足及びほぼ満足）

院生 80%以上（かなり満足及びほぼ満足）

4 優秀な学生の確保と市内への看護人材の供給

18歳人口が減少する中、市内に看護人材を着実に供給するため、市外も含めてさらなる優秀な学生の確保に取り組むとともに、市内医療機関等への就職・定着のための取り組みを強化する。

【数値目標】

就職希望者の市内就職率 65%以上

第3 大学ブランドの強化・向上

学術研究の成果、地域の保健医療への貢献、国際交流の推進、神戸市民病院群等との連携による教育・キャリア支援など、大学ブランドの強化・向上を図るとともに、引き続き神戸市看護大学の強みを効果的に情報発信していく。

1 地域課題の解決や市の政策課題への貢献を担う、学術研究の推進

看護学をはじめとする各学問分野の発展に寄与する研究に取り組むとともに、神戸市の高等教育機関として、地域社会における保健・医療分野のさまざまな課題解決に資する研究に取り組み、国内外に向けて研究成果を発信し、各分野の学術的発展並びに市民の健康寿命の延伸等、市の政策課題の解決に貢献する。

このため、社会の急激な変化に対応できるよう、さらなる外部資金獲得及び人材の確保を目指して、研究環境及び研究組織を充実させるための制度やその支援体制構築を推進する。

2 市民との連携・交流による、地域の保健医療への貢献の推進

地域課題の解決に向け、地域や関係機関等と連携した教育研究活動、地域貢献活動を推進し、その成果を積極的に市民へ還元するとともに、市民に信頼され、貢献できる大学として、公開講座等の実施、大学施設の開放等を行うことにより、市民の生涯学習に寄与し、市民との交流を促進する。

また、地域に看護人材を供給するため、看護職者の生涯学習の拠点として、新たな学びのニーズに対応したリカレント教育など看護人材の就業継続支援や復職支援を引き続き実施する。

3 グローバルな視点を培う、国際交流の推進

神戸市外国語大学をはじめとする市内大学と連携し、国際都市神戸にある大学として、国際化が進む保健・医療分野で働く外国人のキャリア開発等、当該分野で活躍できる人材の育成に貢献する。

また、多様な価値観や文化的背景、生活習慣等に配慮できる国際的な感

覚を有した人材が求められていることから、異文化への理解やグローバルな視点と感覚を培うため、海外研修による異文化体験や地域で暮らす在住外国人との交流、外国の大学との国際交流を推進する。

第4 業務運営及び財務内容の改善

1 効率的で機動的な組織運営体制の構築による地域の発展への貢献

理事長及び学長のリーダーシップの下、時代の変化や新たな社会的ニーズに対応できるよう、効率的で機動的な組織運営体制を構築するとともに、学外から登用する役員や委員の意見や、学生の視点も積極的に取り入れ、開かれた大学運営を推進する。

また、学生や高度専門化する現場のニーズに対応し、外部教員の活用を図るなど、多様な人材の確保と教職員の能力向上に取り組む。

さらに、教職員が意欲的に働くことのできる環境を整備するため、働き方改革を推進し、DXの活用など業務プロセスの改善を進める。

あわせて職員の専門性、組織の継続性を高めるため、固有職員の配置・育成を進め、組織の強靱化を図る。

2 自立した看護職者の育成に必要な基礎教育の教育環境の整備・充実

良好な教育研究環境を確保するため、中長期的な展望に立ち、計画的に施設・設備の整備を行う。

また、学生に対する効果的な教育を実施するため、ICTなど、最新の技術の活用や、専門性の高い講義等のオンラインによる聴講などを推進するとともに、地域包括ケアシステム、急性期医療から在宅医療、高度・専門医療等を支える自立した看護職者の育成に必要な基礎教育の教育環境を整え、多様で最先端の学修と学術研究を行う場を提供する。

3 自己点検・評価による質の改善、情報公開による透明性の確保

(1) 自己点検・評価及び外部評価

教育・研究等の質を向上し、大学の教育理念・教育目標を達成するため、教育研究活動及び業務運営に関し、内部統制規程に基づくモニタリング等を行い、自己点検を実施するとともに、評価委員会や認証評価機関による外部評価（大学機関別認証評価・分野別評価）の結果を踏まえ、教育研究

活動及び業務運営の絶え間ない改善を行う。

(2) 情報公開及び情報管理

法人運営の透明性を確保し、説明責任を果たすため、教育研究活動及び大学の運営状況等について積極的に情報を公開する。

また、法人や大学が取り扱う情報資産及び個人情報の保護・管理を適正に行う。

さらに、大学の特色・強みを明確化するため、学生の学修成果や教員の研究成果、受験生や卒業生の動向などのデータについて調査・分析を行うIR（インスティテューショナルリサーチ）を推進し、効率的な大学運営や効果的な情報の発信に努める。

4 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止

学生及び教職員の心身の健康を確保するとともに、事故、犯罪、災害等の発生を未然に防止することに努め、安全対策に万全を期す。

また、事故等が発生した場合に迅速に対応できる体制を確保するとともに、特に、サイバーセキュリティの脆弱性に対するさらなる危機管理体制を整備する。

さらに、LGBTQ等新たな人権保障に基づいた教職員及び学生の人権意識の向上を図り、各種ハラスメント行為の発生の未然防止を徹底する。

5 多様な自己収入の確保・充実と経費の適正化

科学研究費補助金等の競争的資金や共同研究・受託研究資金及び寄附金等の外部資金の獲得に積極的に取り組む。

また、公開講座受講料等や大学施設の外部貸付け、地域への開放等による多様な収入の確保に取り組む。

附 則

この中期目標は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、

議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあるのは「6年間」と、同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。